

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月
② 昭和52年5月から55年3月まで

申立期間①については、国民年金に加入後、夫と一緒に、国民年金保険料を納付していたので、1か月だけ未納となっていることは納得できない。

申立期間②については、次男が産まれたころ、再加入手続を行い、その後は、申立期間①と同様に国民年金保険料を納付していたので、未納となっていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、申立期間が1か月と短期間であるとともに、申立人と一緒に納付していたとする申立人の亡夫は納付済みとなっていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

また、申立期間②のうち、昭和55年1月から同年3月までについて、申立人は、厚生年金保険加入期間であった57年2月及び同年3月の2か月間の国民年金保険料を重複して納付していたため、社会保険事務所では、同年4月12日に還付決定を行っているが、社会保険庁の取扱いでは、国民年金保険料を還付する場合、時効消滅していない未納保険料を、先に充当処理することとされていることから、還付決定が行われた時点では、当該期間は納付済みであったものとみるのが相当である。

一方、申立期間②のうち、昭和52年5月から54年12月までについては、申立人は、次男が産まれたころ、国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管している特殊台帳の資格記録の欄には、資格再取得日の社会保険事務所から社会保険業務センターに対する進達日を示す55年9月の押印が有ることから、申立人は、このころに国民年金の再加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻時の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から43年3月まで
② 昭和44年4月から同年6月まで
③ 昭和44年8月から49年5月まで
④ 昭和49年8月から50年3月まで

私は、昭和50年7月に、20歳からの国民年金保険料の未納分を納付できると知り、姉の勧めもあり姉と一緒に市役所で手続を行い、未納分を納付した。金額は用意していた2万円で足りたと思う。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人は、昭和50年7月に国民年金の加入手続を行い、その際、未納となっていた国民年金保険料の一部を納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月に払い出され、この時点で、申立期間④の保険料は、さかのぼって納付することが可能である上、2万円ほどの所持金で保険料の納付ができたとしており、この金額は申立期間④の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間①、②及び③について、申立人は、申立期間④を含めて全申立期間の国民年金保険料額は2万円までであったとも主張しているが、仮に申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は6万円を上回り、主張する2万円と大きく相違する上、申立期間①と②との

間の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの別の国民年金手帳記号番号による納付記録は平成 12 年 4 月 25 日に統合され、同様に申立期間②と③との間の厚生年金保険の被保険者期間については、同年 5 月 24 日に記録統合されたことが確認でき、申立人が国民年金に再加入した昭和 50 年 7 月の時点では申立期間が特定できなかつたと考えられることから、申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から41年3月まで

昭和36年に結婚したころ、A県の母から国民年金保険料を納付するようにと年金手帳が送られて来たが、保険料を納付しないままにしていたところ、未納となっていた保険料を督促され、38年の暮れ、B区Cにあった役所に行き、夫の分と一緒に1年分ぐらいの保険料をまとめて納付し、その後も月々保険料を納付した。

申立期間については、納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間について、申立人は、未納となっていた国民年金保険料について1年分ぐらいを納付したとしており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和40年度の保険料を、昭和41年7月5日に過年度納付していることが社会保険事務所が保管している特殊台帳により確認できることから、申立人の当該期間の保険料についても、申立人の夫の分と一緒に過年度納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月までについて、申立人は、その夫の分と一緒に国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、36年3月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民

年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、同払出簿には、「不在」と記載されており、申立人の夫の国民年金手帳番号は、D県B区で41年3月25日以降に払い出されていることが確認できることから、当該期間について、夫婦一緒に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から4年6月まで

私は、銀行を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は納付書により金融機関において納付した。申立期間以降は未納無く納付している。申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険からの切替手続や第3号被保険者への種別変更手続を適切に行い、雇用保険の失業給付受給中の国民年金保険料も未納無く納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成4年8月ごろに払い出され、A市B区の被保険者名簿においても同年同月に申立人の名簿を作成した記録が確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、同区では、国民年金の加入届が有った場合、現年度保険料を収納するとともに、過年度保険料についても納付書を発行することが確認されており、申立人は、申立期間の保険料を納付書により納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年9月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から60年9月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

昭和59年7月に会社を退職後、妻が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。妻は、申立期間は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していること、及び申立人の保険料を納付したとする申立人の妻についても、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、昭和55年4月以降付加保険料を納付しているなど、申立人及びその妻の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和59年7月から60年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同手帳記号番号の被保険者記録から61年4月以降に払い出されていることが確認できる上、申立人が、付加保険料納付申出を同年4月30日に行っていることが、A県B市が保管している国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立人の妻は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、同

市では、未納期間が有る場合、国庫金納付書を交付していたことが確認できることから、納付書の交付を受けた申立人の妻は、当該期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間②については、当時、未納者に対し、社会保険事務所から少なくとも年 1 回は、過年度保険料の納付書が交付されていたことが確認できる上、申立人は、60 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料を、63 年 1 月 30 日に過年度納付していることが、社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、納付書の交付を受けた申立人の妻は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

申立期間については、自宅に集金に来ていた40歳以上の女性に国民年金保険料を納付していた。

当時は商売も順調であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和40年12月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を60歳になるまですべて納付しており、転居時にも適切に手続を行うなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付しており、その間、仕事や生活状況に変化は無かったとしていることから、申立人は、引き続き国民年金保険料を集金人に納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年3月まで

私は、20歳になった昭和39年3月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、はっきり覚えていないが、20歳前から現在まで転職や転居もしておらず、収入も安定しており、金銭的に余裕があったので、申立期間の保険料についても納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳まで国民年金保険料をすべて納付している上、昭和48年度、昭和50年1月から同年12月までの期間及び昭和59年度から平成6年度まで保険料を前納するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付可能であり、当時、A市では、国民年金の加入手続を受け付けた際に、納付可能な過年度保険料について納付勧奨し、納付書を発行していたことが通例であったことから、申立人は、交付された納付書で申立期間の保険料を納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、昭和23年9月11日であると認められることから、申立期間のうち、同年1月8日から同年9月11日までの期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年1月から同年7月までは600円、同年8月は4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月8日から24年1月13日まで
株式会社Aを退職し、1週間ほどして株式会社Bへ就職したと記憶している。社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が抜け落ちている。申立期間において、いずれかの事業所に勤務しており、厚生年金保険の未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が昭和23年1月8日と記載されているが、資格喪失日以降の同年6月における申立人に係る標準報酬等級の随時改定及び同年8月の標準報酬等級の改訂記録があることから、申立人が23年1月8日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、株式会社Aにおいて、昭和23年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元同僚は、「申立人より先に退職した。」旨供述しており、申立人も当該同僚が先に退職したことを記憶していることから、申立人は、少なくとも同日において当該事業所に勤務していたことが推認

できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 23 年 1 月 8 日に資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、同年 9 月 11 日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 23 年 1 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年 1 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月は 4,500 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 12 日から 24 年 1 月 13 日までの期間について、申立人は、株式会社 A を退職後、約 1 週間後に株式会社 B へ就職したとしているが、当該両事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿においても既に解散している上、申立期間当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述も得られないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立てに係る当該両事業所における複数の元同僚に照会したが、申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 12 日から 24 年 1 月 13 日までの期間について、申立人の申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできず、申立人が 23 年 9 月 12 日以降も当該両事業所に係る厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

このほか、申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 12 日から 24 年 1 月 13 日までの期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 12 日から 24 年 1 月 13 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 878 (事案 402 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日(昭和51年5月1日)及び資格取得日(昭和52年3月25日)に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、51年5月から同年6月までは7万2,000円、同年7月から52年2月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月1日から52年3月25日まで

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、昭和48年8月21日にA株式会社に再雇用されてから、平成20年5月21日に退職するまで、継続して勤務しているのに、途中10か月間が未加入となっている。申立期間に係る永年勤続表彰者名簿の写し、退職金計算書を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁の記録では、A株式会社において昭和48年8月21日厚生年金保険の資格を取得し、51年5月1日に資格を喪失後、52年3月25日に同社において再度資格を取得しており、51年5月1日から52年3月25日までの申立期間の被保険者記録が無い。この同社における厚生年金保険の資格喪失と再度の資格取得について、雇用保険の記録では、資格喪失日は同年4月20日、再度、被保険者となった日は、52年1月10日と、社会保険庁の記録と近接した同時期であることから、当該事業所が申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険の資格喪失届を行っていないながら、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いという理由から既に当委員会の決定に基づく平成20年12月26日付

け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当該事業所が提出した申立人の退職金計算書によると、申立期間を勤務期間として計算されていたことが確認できるほか、A株式会社が、申立人を25年永年勤続被表彰者としてB機業組合に対して推薦した永年勤続被表彰者名簿によると、申立人の雇用年月日は昭和48年8月21日、勤続年数の欄には25年と記載されており、被表彰者名簿の作成日である平成10年8月25日から年数を逆算すると、申立期間においても当該事業所に継続して勤務していないと25年の年数に達しないことが確認できる。

また、当時の事業主の妻及び複数の同僚は、昭和51年3月16日に二男を出産し、出産休暇後も申立人が当該事業所に継続して勤務しており、申立人は家事手伝いのような仕事をしていた旨の供述をしている。これについて、当時の総務担当者は、申立人は家族同様の扱いであり、申立人は出産後の申立期間においても、正社員として継続して雇用しており、厚生年金保険の資格喪失の届出はしていなかった旨の供述をしている。

さらに、A株式会社の現事業主は、「雇用は、昭和48年8月21日で間違いなく、以後、現在まで勤務しており、この間厚生年金保険に加入していることを証明します。」という内容の証明書を平成19年11月21日付けで発行しており、上記総務担当者は、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、「C健康保険組合」を通して、社会保険事務所に納付していた旨の供述をしている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿の昭和51年4月の記録から、申立期間のうち同年5月から同年6月までは、7万2,000円、同名簿における同年7月の改定に伴う同僚の記録及び申立人の52年3月の記録が8万円であることから、51年7月から52年2月までは8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は上記のとおり納付していたとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年5月から52年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B部(同社C工場。現在は、D株式会社)における資格取得日に係る記録を昭和26年11月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、7,000円とすることが必要である。また、申立期間②の同社E部(同社F工場)における資格取得日に係る記録を30年5月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。また、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月26日から同年12月6日まで
② 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和26年11月26日から平成3年3月20日まで、A株式会社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間①の入社時及び申立期間②の同社C工場から同社F工場に異動した際の期間については、厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及びD健康保険組合の記録並びに複数の元同僚の供述により、申立人が昭和26年11月26日から同社B部(同社C工場)に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 26 年 12 月 6 日と記録されているが、当該事業所の人事記録、雇用保険の被保険者記録及び当該事業所が加入していた健康保険組合が発行した資格証明書の資格取得日は同年 11 月 26 日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社している複数の元同僚のうち一人は、「私が保管している退職金計算書に記載された起算日は、入社した日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。」と供述しているほか、他の同僚についても、勤務開始当初から厚生年金保険に加入していた旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和 26 年 12 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、上記の人事記録、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の記録並びに複数の同僚の供述により、申立人が A 株式会社に継続して勤務し(昭和 30 年 5 月 21 日に A 株式会社 B 部(同社 C 工場)から同社 E 部(同社 F 工場)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 30 年 7 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 30 年 7 月 1 日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所の人事記録及び複数の同僚の供述によれば、当該事業所は適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

私は、株式会社A（現在は、改組してC株式会社）に昭和30年9月1日に入社してから47年2月20日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社B営業所から本社に転勤した際の記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB営業所が保管する申立人に係る「失業保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書」、「失業保険被保険者転入届受理通知書」及び元同僚の供述から、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和39年4月1日に株式会社AのB営業所から株式会社Aに異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」には、昭和39年4月1日を同年3月31

日に訂正して記載されていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、申立期間についてA市役所で納付書を作成してもらい銀行で納付した。その領収書は無いが、家計簿の昭和62年10月31日欄に税金「18万3,200円」との記載が有り、当時、年金のことを税金と言っていたので、納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家計簿の昭和62年10月31日の欄に「税金18万3,200円」と記載していることから、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、57年4月21日に任意加入の国民年金資格喪失後、61年4月に第3号被保険者資格を再取得するまで国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、当時、年金のことを税金と言っていたので家計簿に記載している「税金18万3,200円」を国民年金保険料であると主張しているが、その金額は申立期間の保険料額とも相違する上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年9月まで
昭和36年4月ごろ、夫が私の国民年金の加入手続を区役所で行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間が、国民年金保険料納付済期間として記録されていないことに納得いかないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ申立人の夫が区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人は、46年10月26日に国民年金被保険者資格を任意で取得していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳及び申立人が所持している国民年金手帳でも確認でき、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人の被保険者資格は任意加入であり、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできないため、申立期間は、未加入の期間となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から38年3月まで
昭和36年9月ごろ、自宅に来たA市の人から国民年金の加入を勧められ、任意加入の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、3か月ごとに300円を集金人に納付したが、集金人は、国民年金手帳の検認記録欄に押印せず、印紙を貼付する台紙に検認印を押し、昭和38年3月ごろ、昭和36年度及び37年度の頁を、割印した後、切り取って持ち帰ってしまった。申立期間が未納となっていることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月ごろ、自宅に来たA市の職員から国民年金の加入を勧められ、任意加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、3か月ごとに300円を集金人に納付したと主張している。しかしながら、申立人が所持する同年11月13日発行の国民年金手帳では、昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録欄には現年度納付した場合に押される検認印が無い上、A市における集金人制度は、昭和37年9月から開始されていることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間当時、集金人は、国民年金手帳の印紙検認記録欄に押印せず、印紙検認台紙に検認印を押し、昭和36年度及び37年度の頁を切り取って持ち帰ってしまったと主張しているが、当時は、国民年金手帳の印紙検認台紙欄に印紙を貼付するとともに、国民年金印紙検認記録欄に検認印を押し方法で国民年金保険料を収納しており、印紙で納付す

ることができない検認台紙については切取線上に割印して切り離すことと定められており、A市でも同様の取扱いが行われていたことが確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和38年4月から同年6月まで国民年金保険料を同年6月10日に納付していることが確認できることから、この時点において申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から59年3月まで

私は、昭和55年前後に、国民年金保険料を特例納付すれば、20歳から国民年金に加入していたことになる」と聞き、A市B区役所の窓口で、80万円ほどを現金で一括納付した。

私は、昭和60年6月に国民年金へ加入したこととなっているが、その当時に加入手続を行った記憶も無く、納得がいかないのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年前後に、A市B区役所において申立期間の国民年金保険料を一括で特例納付し、その金額は80万円ほどであったと主張している。しかしながら、申立期間当時、同区で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月にA市B区で払い出され、申立人の夫は、共済組合の組合員であることから、申立人の国民年金被保険者資格は任意加入となり、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできず、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が一括して納付したと主張する昭和55年前後の時点では、申立期間には、特例納付することができない将来の期間が含まれている上、

A市においては、国庫金である保険料の収納は取り扱っていなかったことが確認できるなど、申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年3月まで

私は、昭和53年12月にA市B区からC区に引っ越し、翌年の3月か4月に区役所の職員が家に来て、国民年金保険料を納付してないと言われ、それからは主人と一緒に保険料を納付してきた。申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付できない期間であることから、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の被保険者の資格履歴情報から平成3年3月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人の夫は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料を申立人と一緒に納付することはできず、申立内容とは符合しない。

さらに、昭和51年4月以降の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の

収納状況を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、申立人は申立期間について「登載なし」と記載されており、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、この期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から47年3月まで

私は、高校卒業後に勤務した左官店が、厚生年金保険に加入していなかったため、父親が心配し、せめて国民年金に加入させておかなければと考え、私の国民年金の加入手続を行い、私にその話をしたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、私が、両親に毎月渡していたお金の中から納付してくれていたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳は、同年11月9日に発行されていることから、申立人の父親は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間の一部は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の父親が申

立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から平成8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月から平成8年3月まで
私の国民年金については、母にすべてを任せており、年金手帳は見たことはあるが現在は持っていない。母が納付してくれていたと思うので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人の基礎年金番号は、申立人が、厚生年金保険の被保険者になったことにより払い出されたものであり、申立期間の保険料を納付するには、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、昭和51年4月以降の国民年金加入状況及び国民年金保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、申立人は、国民年金被保険者として登載されておらず、同市では申立人について国民年金被保険者として管理していなかったことが確認でき、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立期間は未加入期間であることから、申立人の母親は申立期間の保険料を納付できなかったとみるのが相当である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

昭和48年2月に婚姻し、同年3月か4月ごろ、自宅に40歳以上の女性が集金に来て、今なら44年4月までさかのぼって国民年金に加入できると説明を受けたので、4年分の保険料として約5万円から10万円までのお金を、夫が納付した事実を覚えている。

その後は、集金人に国民年金保険料の納付をしなかったことは記憶にない。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和48年3月か同年4月ごろ、44年4月からの国民年金保険料として5万円から10万円ぐらいを納付し、以後は、集金人に保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、52年8月に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張も無い。

ちなみに、上記の国民年金に加入した時点で、時効にならず納付可能な昭和50年度及び51年度分については、昭和52年12月26日に過年度納付していることが、社会保険事務所が保管する領収済通知書で確認できる。

また、申立人若しくは申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年5月まで

私は、国民年金について、制度発足当時から関心を持ち、昭和36年4月から任意加入し、毎月集金人に国民年金保険料を納付していた。ところが、ねんきん特別便を確認すると、申立期間は国民年金に加入していない期間となっており、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に任意で国民年金に加入して以降、毎月集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、53年9月ごろA市で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の被保険者の資格取得日から確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、国民年金の任意被保険者資格を昭和53年9月21日に取得していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳により確認でき、申立人が所持している年金手帳にも記載されていることから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと考えられ、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできないため、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月27日から31年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の内、約24か月間について厚生年金保険が未加入になっていることが分かった。この期間は、株式会社Aに正社員として継続して勤務しており、当該期間が未加入期間になっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する昭和29年度から31年度までの決算資料の人件費欄に申立人の氏名が記載されていることから、申立人が申立期間のうち約2年間、当該事業所に勤務していた事実は認められるが、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和35年5月1日であるため、申立期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所に照会したところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年5月1日からであり、申立期間においては適用事業所ではなく、厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨の回答があった。

さらに、当時の複数の従業員に照会したところ、当該事業所における申立期間においては厚生年金保険には未加入であったため、厚生年金保険料の控除もなかった旨の回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 26 日から 39 年 12 月 26 日まで
昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 12 月 26 日まで A 株式会社(当時は B 工場)に勤務したが、申立期間の 1 年間は厚生年金保険の加入期間となっていない。同年 12 月 26 日の退職時に、会社の事務員が社会保険事務所に脱退手当金の支給について問い合わせたところ、数か月だけ足りないとの回答があったことを覚えており、申立期間は被保険者であったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ業務に従事していた同僚の一人は、自分が昭和 39 年 5 月に退職する時点で、申立人はまだ在職していた旨の供述をしていることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、A 株式会社の保管する労働者名簿によると、申立人の退職は昭和 38 年 12 月 26 日と記載されている。

また、A 株式会社から社会保険の手続を受任している社会保険労務士が保管する当該事業所に係る台帳によると、申立人の社会保険の資格喪失年月日は昭和 38 年 12 月 26 日と記載されており、これは社会保険庁の記録と一致していることから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を、社会保険事務所に行ったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に照会したところ、上記の労働者名簿以外の資料は保管しておらず、申立期間における申立ての事実については不明であるとの回答であり、申立期間当時の同僚に照会しても申立てに係る事実を確認するた

めの供述を得ることはできず、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務の実態、雇用形態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
私が、株式会社Aに勤務していた申立期間における厚生年金保険の記録がない。昭和 61 年 6 月 1 日に株式会社Aは、私の妻を事業主として社会保険事務所に適用事業所の届出をした。申立期間の厚生年金保険記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社A設立時に代表取締役として、その妻と共に当該事業所の事業運営を行い、申立期間においても、役員からは退任していたが事業運営に関わっていたと述べているが、当時の従業員（申立人の長男）の供述からは、申立人が当該事業所に勤務した可能性は認められるものの、正確な勤務実態は確認できなかった。

また、登記簿によると、当該事業所は平成 8 年 6 月に解散しており、申立期間に代表取締役であった妻は高齢のため照会することができず、当時の従業員に照会したものの回答を得られなかったことから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無の事実について確認することはできない。

さらに、登記簿によると、申立人は、当該事業所の法人設立時の昭和 53 年 11 月には代表取締役として記載されているが、その後、申立期間の直前である 61 年 3 月 19 日に代表取締役を辞任し、申立人の妻が同日に代表取締役に就任している。

このことについて申立人は、代表取締役を辞任した後も同社に勤務してい

たと主張しているが、一方では、申立人は申立期間より前に交通事故に遭い、自ら会社経営を継続することができなくなったとも供述している上、申立期間前には、株式会社A設立前から勤務していた株式会社Bにおいて健康保険の扶養家族として母親、長女等を届出していたものを、昭和61年5月1日に株式会社Aの代表取締役就任した妻の扶養に移していることが確認できるなど、申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

また、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号にも欠番は見られないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 2 日から 42 年 1 月 31 日まで
昭和 41 年 3 月に A 株式会社を設立し代表取締役就任し、社会保険にも加入した。

その後、昭和 42 年 2 月に A 株式会社は、株式会社 B に社名変更したが、社会保険事務所の記録では関連会社の C 株式会社が株式会社 B に名称変更となっている。社会保険事務所の名称変更は誤りであり、私は厚生年金保険にも A 株式会社として 41 年 3 月 1 日から加入していると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録には、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、申立期間において当該事業所に勤務していた従業員も確認できなかったため、申立てに係る事実を確認できない。

また、申立人が昭和 42 年 2 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している株式会社 B は、60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成元年に解散しており、代表清算人である申立人、税理士事務所等に照会しても、当時の給与明細書等の関連資料は保管されておらず、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立人は、「法人登記と同様に、A 株式会社から株式会社 B に名称変更されたはずであり、C 株式会社が株式会社 B に名称が変更されているのは誤りである。」と主張しているが、社会保険庁の記録では、昭和 42 年 1 月 6 日に C 株式会社が B 株式会社に名称変更されており、それについては当時の社会

保険事務所のC株式会社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿とも一致している上、社会保険庁に記録されている事業所の名称変更の不自然な点は見られず、また、社会保険事務所が事業主からの届出がないのに、事業所の名称変更を行うことも考え難いことから、申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

加えて、申立期間において、法人登記簿上でA株式会社の役員として記載されている者のうち、社会保険庁の記録において株式会社Bの前身であるC株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が存在することから、社会保険事務所のC株式会社及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険被保険者の整理番号が連続しており、欠落も見られないため、申立期間にC株式会社において、申立人について厚生年金保険被保険者資格取得の届出が行われた事実はうかがえない。

また、上記A株式会社の役員のうち、申立人と同様に、申立期間にC株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者も存在することから、当時A株式会社では、すべての役員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A株式会社設立以前から勤務している従業員が厚生年金保険の加入手続を行った。」と供述しているが、当該従業員に照会したところ、「私は申立期間には高等学校在学中であり、B株式会社に入社したのは高等学校卒業後の昭和43年3月である。また、申立人の社会保険手続を行ったことはない。」と供述していることから、申立人の上記供述内容は合理性に欠ける。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 23 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 49 年 1 月初旬から同年 12 月下旬まで

私は、申立期間①のA株式会社に、昭和 45 年 3 月 23 日から同年 8 月 27 日まで勤務したが、社会保険事務所の標準報酬と当時の給与明細に相違がある。申立期間②のB社に、昭和 49 年 1 月から同年 12 月まで勤務したが、社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿に記載がない。よって①は適正な標準報酬に訂正してほしい。②は当該期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①について、申立人から提出のあった昭和 45 年 8 月分の給与支給明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚に照会しても申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

B社に係る申立期間②については、申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ「当店は既に廃業しており、一切の記録は無いため当時の事は分

からない。」と回答しており、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、当該事業所に当時勤務していた同僚の一人は当時の事業主は、希望した者のみを厚生年金保険に加入される取扱いをしていた旨の供述をしているほか、複数の同僚が、本人の記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期が1年以上相違していることから、当時、当該事業所については、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る社会保険庁の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 9 年 8 月 11 日まで
株式会社Aに、当初は調査員、後に営業職として勤務していた平成 6 年 6 月から 9 年 7 月までの期間について、実際の給与額と比べて、社会保険事務所の記録する標準報酬月額は低いと思うので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 6 年 6 月から 8 年 11 月までの期間については、申立人から提出のあった株式会社Aの 6 年 6 月から 8 年 11 月までの期間の給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書の無い平成 8 年 12 月の 1 か月についても、申立人から提出のあったB市の発行した平成 9 年度市民税・府民税特別徴収税額の通知書の社会保険料から推定される 1 か月分の額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額がほぼ一致している。

さらに、申立期間のうち、平成 9 年 1 月から 7 月までの期間についても、

申立人が提出した平成9年分確定申告書の控えに記載された社会保険料から推定される7か月分の額と、社会保険庁の記録している標準報酬月額に基づく社会保険料額とほとんど差異がない。

加えて、株式会社Aは、平成9年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会しても、厚生年金の標準報酬月額の決定に関する資料等の存否は不明のため、申立てに係る事実について、確認することはできない。

また、申立期間当時に当該事業所の勤務した従業員に照会したところ、営業職及び調査員であった多くの従業員について社会保険庁の記録上の標準報酬月額が、申立人と同様に11万8,000円であり、そのうちの3人が所持していた給与明細書から、社会保険事務所の記録している標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認できることから、当該事業所では、営業職及び調査員であった従業員については、支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認されるが、厚生年金保険料については、標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められるため、申立人が給与額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 1 月 31 日まで
自分が株式会社Aを退職した後しばらくしてから同社に入社し、同じ職種、同じ勤務形態であった従業員は厚生年金保険の被保険者記録があるのに、自分の被保険者記録がないのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚及び申立人が当時派遣されていた株式会社BのC店の仕入担当者の供述により申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 54 年にD株式会社に吸収合併されており、同社に照会しても、当時の人事記録等は継承されておらず、申立期間当時の事業主も所在不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が同時期に入社し、同職種であったと記憶している同僚の氏名についても社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていない上、当時株式会社Aに勤務していた従業員の一人は、当該事業所に入社後、7か月経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこと、及び従業員によっては退職まで厚生年金保険に加入していなかった者もみられた旨の供述をしていることから、申立期間当時、当該事業所においてはすべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番もみられないため申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A市B区役所で事務の仕事を、申立期間②については、C株式会社で商品を店舗に配達する仕事を、いずれもアルバイトとして勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、両申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA市B区役所に勤務していたと主張しているが、同市役所D局E課及び同区役所F部G課に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管しておらず、申立人の勤務実態等は不明であり、当時の関係者も把握していない旨回答しているほか、申立人は元同僚の氏名を記憶していないため、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることができない。

また、A市B区役所の総務担当者は、申立期間当時、事務のアルバイトは厚生年金保険に加入させない取扱いであった旨回答しており、社会保険庁の記録及び社会保険事務所に保管する同区役所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）では、同区役所が新規適用事業所となったのは昭和 43 年 9 月 1 日以降であり、申立人は、申立期間に同区役所において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人が申立期間当時のC株式会社（現在は、改組してH株式会社）における業務内容等について具体的に供述をしていることから、申立人は申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に照会しても、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないほか、申立期間当時、社会保険事務所が保管するC株式会社に係る事業所別被保険者名簿に加入記録が確認できる複数の従業員に照会しても、申立人を記憶している者はおらず、申立てに係る事実が確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記の複数の元従業員は、C株式会社には3か月から6か月の試用期間があった旨回答していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の事業所別被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、I局に照会したところ、申立人が申立期間②において雇用保険被保険者となった記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 7 月 31 日まで

A株式会社に入社し、昭和 17 年 2 月に入社し、18 年 3 月からは休職扱いで召集により入隊したが、20 年 7 月に退職願いを郵送するまで給与の支払いを受けており、2 円前後の保険料が控除されていた。

社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人の記憶する当時の事業主の氏名が登記簿謄本の代表社員に記載された氏名と一致すること、及び現在の役員の供述から、合名会社Bであると推認できる。

また、申立人の申立内容から、申立人が申立期間において、合名会社Bに勤務していた可能性はあるが、当該事業所の現在の役員に照会したところ、「当該事業所は、昭和 20 年ごろにC株式会社に工場等を吸収合併され、現在は資産管理を行っているのみであり、申立期間当時の関連資料は保管されていない。当時のことを知る者も不明である。」と回答しており、当該事業所の事業を継承したD株式会社EプラントF部担当者も、当時の従業員に関する資料は何も残っていない旨回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人が記憶する当時の上司及び同僚の 12 人について調査したと

ころ、一人は既に死亡、別の一人は所在不明であり、他の 10 人については姓のみの記憶や生年月日が不明であるため特定できず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所では、合名会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存せず、社会保険庁のオンライン記録においても当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できないが、調査の結果、社会保険事務所が保管する事業所記号簿、被保険者名簿(旧名簿)の一部及び厚生年金手帳記号番号払出簿から、当該事業所が昭和 17 年 1 月 1 日から適用事業所であったことが確認できた。しかし、上記の同払出簿等においても、申立人の氏名を確認することはできない。

また、G県H部I課の回答から、申立人は、昭和 18 年 3 月 20 日に現役兵として入営し、20 年 9 月に除隊したことが確認でき、申立人は、兵役の期間も給与の支払いがあり、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、合名会社Bに係る当時の二人の同僚に照会したところ、いずれも入隊の際には、当該事業所を退職した旨の回答が得られたことから、申立人についても入隊中には厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで
(A 有限会社)
② 昭和 23 年 4 月 28 日から 24 年 9 月 16 日まで
(事業所名不明)
③ 昭和 26 年 9 月 1 日から 34 年 8 月 13 日まで
(B 工場)

12 年前に亡くなった私の母親は、生前、B 工場などに勤務した厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受け取った記憶はないと言っていた。記録を調べて訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 工場の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が有るとともに、「テ C」の記載が有る。この点、社会保険事務所は、申立期間当時、届書が提出されるごとに受付簿を作成していたと回答していることを踏まえると、この記載は脱退手当金裁定請求書を受付番号 C で受け付けたものと考えるのが相当である。

また、申立人の申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、当該事業所を退職した約 8 か月後の昭和 35 年 4 月 25 日に、申立期間①及び②の記号番号に重複整理されたことが、申立期間③の厚生年金保険被保険者台帳に記録されており、申立期間③の事業所に係る被保険者名簿の申立人の記号番号

も同様に訂正されていることから、申立期間の脱退手当金が同年4月6日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われ、同年4月6日に3事業所の被保険者期間を対象とした脱退手当金が支給されたものと考えられ、これらの記録は社会保険庁のオンライン記録とも一致する。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと見られ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 20 日から 44 年 12 月 26 日まで
(株式会社A)
② 昭和 45 年 1 月 5 日から 49 年 2 月 1 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 49 年 4 月 17 日から同年 8 月 1 日まで
(C株式会社)

申立期間については、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の欄には、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が記載されているとともに「50. 1. 7 訂正」と記載されていること、また、申立期間①及び②に係る同払出票の申立人の氏名は、婚姻後の姓に変更されており、備考欄には「50/1 ㊟」との記載が有ることから、このころ厚生年金保険被保険者台帳記号番号の重複整理及び氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は昭和 49 年 12 月 3 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の裁定請求に伴い厚生年金保険被保険者台帳記号番号の重複整理及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 49 年 12 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほ

かに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 11 日から 43 年 4 月 5 日まで
会社を退職後、昭和 43 年 4 月、A 大学に入学するため、B 県 C 市から D 県 E 市へ引っ越していたので、脱退手当金が支給された同年 5 月には脱退手当金を受け取れるはずがないし、失業保険も受給していない。
脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 F 43.5.9」の表示が有るとともに、申立人の被保険者原票の前後で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から前後 5 年以内に資格喪失した女性は 29 人みられるが、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金の支給記録が確認できる 12 人全員に「脱 F」の表示が有るほか、申立人の 6 日後に資格喪失した同僚にも同様に「脱 F 43.5.9」の表示が有り、申立人と同じ昭和 43 年 5 月 24 日に支給決定されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。